

教員資格認定試験規程の一部を改正する省令（案）

1. 教員資格認定試験の制度の概要と改正趣旨

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 16 条第 1 項の規定により、普通免許状は、大学等における教職課程の履修以外に、その普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者に授与されることとなっている。この規定に基づき、教員資格認定試験規程（昭和 48 年文部省令第 17 号）により、試験の種類や受験資格、手数料等が定められている。

このたび、令和 4 年 12 月に中央教育審議会がとりまとめた「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」において、平成 16 年度以降休止していた高等学校教員資格認定試験を再開させることが提言されたことを受け、令和 6 年度から高等学校（情報）教員資格認定試験が再開されることに伴い、高等学校教員資格認定試験の受験手数料を平成 16 年の休止当時の価格から現在の適正価格に引き上げることとする。

2. 改正の概要

高等学校教員資格認定試験の手数料の額について次のように変更する。

	現行	変更後
高等学校教員資格認定試験	5,600 円	25,000 円

現行の教員資格認定試験では、特別支援学校教諭（筆記 1 科目、実技 1 科目、口述 1 科目）が 15,000 円、幼稚園教諭（筆記 3 科目）が 20,000 円、小学校教諭（一次試験（筆記 4 科目）・二次試験（指導案作成・模擬授業・口頭試問等））が 25,000 円となっている。

高等学校教諭の試験では、小学校教諭と類似の試験構成とすることを検討しており、また、受験者数の見込みや必要経費の額を勘案して、小学校教諭試験と同じ 25,000 円とすることとする。

3. 施行期日

公布の日とする。